

## 役員等の慶弔に関する規程

- 第 1条 役員等の慶弔については、この規程による。
- 第 2条 名誉会員、永年会員又は正会員が、国際的又は国家的機関より表彰（例えば文化勲章、又はこれに準ずるもの）若しくは名誉ある会員（例えば日本学士院会員、又はこれに準ずるもの）の称号を受けた場合は、会長名をもって祝辞を贈るとともに、写真と業績を会誌に掲載することができる。
- 第 3条 名誉会員、永年会員又は正会員が叙勲若しくは褒賞を受賞された場合は、会長名をもって祝辞を贈る。なお、重光章以上の叙勲または紫綬褒章の受章者には、写真と業績を会誌に掲載することができる。各支部は、当該支部に属する叙勲者・褒賞受賞者を、本部へ速やかに通知するものとする。
- 第 4条 役員等の不幸の場合は、次の基準により弔意を表す。
- ① 名誉会員：弔電と供花を贈り、会誌に写真及び弔文を掲載する。なお、弔辞を贈ることも出来る。但し、海外名誉会員の場合は、弔電並びに弔文の会誌掲載のみとする。
  - ② 副会長経験者及び支部長経験者：弔電と供花を贈る。
  - ③ 会長：名誉会員に準ずる。
  - ④ 会長を除く理事、監事、並びに支部長：弔電と供花を贈る。
  - ⑤ 本会委員会規程に定める常置委員会の委員長：弔電を贈る。
  - ⑥ ③及び④に該当する者の配偶者、父母又は子女：弔電を贈ることができる。
- 第 5条 本規程の条項に定められた者以外の者に対する慶弔の扱いは、筆頭副会長の承認を得て、事務局長において処理することができる。
- 第6条 本規程の改訂は、企画戦略会議の議を経て、理事会において行う。
- 付 則 本規程は、1988年3月22日より施行する。

1973年3月14日制定

1988年3月22日一部改訂

2009年6月19日一部改訂

2022年6月29日一部改訂